

4 移動支援事業

(1) 道内市町村における取り組み

① ボランティア団体の支援を活用し利便性を図っている事例〔室蘭市〕

★ ポイント ★

市事業として利用者の状態に応じて個別支援型及び車両移送型の移動支援事業を実施しているほか、視覚障がい者の移動支援については、市内のボランティア団体が市事業では対応できない派遣地域や派遣時間を補完する形で支援を行い、利用者の利便性向上を図っている事例です。

地域の限られた社会資源を有効に活用しているものですので、自立支援協議会における地域の支援体制整備についての協議などの参考としてください。

なお、利用者負担については、支援形態により無料又は1割負担としていますが、負担がある場合も、他の障がい福祉サービスと合算した上限管理により負担軽減策に取り組んでいます。

② 通所・通学に利用対象を拡大し実施している事例〔釧路町〕

★ ポイント ★

障害者自立支援法の施行により各種サービス体系の見直しが行われたことから、従来利用できたサービスの水準を低下させないよう配慮し、町長が認めた場合に通所・通学も対象として移動支援事業を実施している事例です。

③ 事業者における事務負担の軽減を図っている事例〔富良野市〕

★ ポイント ★

報告様式等について柔軟に対応（必要内容記載されていれば他市町村様式も可）することにより、事業者における事務負担の軽減を図り、利用者へのサービス向上などへのメリットを考慮している事例です。

市町村地域生活支援事業（移動支援事業）

市町村名 室蘭市

1 事業実施

- ① 移動支援事業
- ② 重度身体障害者移動支援事業
- ③ 重度視覚障害者移動支援事業（盲人ガイドヘルパー派遣事業）

(1) 実施形態（直営・委託・補助等：委託・補助等の場合は委託先若しくはNPO-ステーション等の種別）

①	給付
②	委託～室蘭身体障害者福祉協会
③	直営（一部委託）～室蘭身体障害者福祉協会（利用申込み及びガイドヘルパーの派遣調整等を委託）

(2) 事業者数及び種類（個別支援型・グループ支援型・車両輸送型）

①	個別支援型 指定事業所 7ヶ所（障害福祉サービス事業所 7ヶ所）
②	車両移送型 1ヶ所
③	個別支援型 1ヶ所（登録ガイドヘルパー数 17人）

2 事業内容

(1) 対象者（障がい種別や対象外も記載）

①	屋外での移動が困難な障害者及び障害児 【対象外】通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出
②	公共交通機関を利用することが出来ない車椅子等を使用している重度身体障害者で日中家族等の移動支援が困難と認められる者
③	重度視覚障害者 1. 視覚障害 1 級又は 2 級の単身者世帯 2. 視覚障害 1 級又は 2 級の夫婦で構成する世帯 3. 1、2 に準ずる世帯で介助者を日中に得られない世帯

(2) 事業内容（個別支援型など種類ごとの内容 [利用時間帯、通所・通学支援があれば別に記載]）

①	屋外での移動が困難な障害者及び障害児の外出における移動の支援を行う。 内容：対象要件～社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出 特例：保護者の出産、病気等で一時的に付き添うことが出来ない場合通学時支援を認めている
②	車椅子使用者等が利用できる車椅子同乗車で対象者の自宅から目的地までの往復の送迎を行う。 内容：対象要件～通院及び公的行事への参加 利用回数～1人月4回 移動支援地域～市内、伊達市及び登別市 運行時間～8：30～16：30
③	重度の視覚障害者を対象に社会生活上必要な外出の移動の支援を行う。 内容：派遣対象地域～原則市内 派遣対象時間～9：00～16：00 対象要件～公的機関への各種届出、相談。医療機関への受診、相談。

	公的行事及び障害者団体会議の参加等。
--	--------------------

(3) 利用単価（事業の種類ごとに記載）

①	身体介護なし：1,500円/h 身体介護あり：4,000円/h
②	
③	（ヘルパーの派遣費用：1時間あたり780円、交通費はバス賃相当額を支給）

(4) 利用者負担（利用料の設定方法や支払方法）

①	原則1割負担
②	無料
③	無料

(5) 障害福祉サービスとの上限管理

①	障害福祉サービスとあわせて上限管理
②	
③	

(6) 派遣調整など（利用（派遣）申請から利用（派遣）及び費用等の支払いなど）

①	利用申請→支給決定→利用者と指定事業者の利用契約→サービス利用→利用者負担分を事業者を支払→事業者からの請求に基づき給付費の支払い
②	利用申請（市）→決定通知、委託先へ通知→利用申込（身障協会）→身障協会での派遣調整→サービス利用→委託料支払（四半期ごと）
③	利用申請（市）→決定通知、委託先へ通知→利用申込（身障協会）→身障協会での派遣調整→サービス利用→委託料支払（年額一括払い） ガイドヘルパー活動報告書により報償費支払（毎月）

3 事業実績

(1) 実利用者数（障がい種別ごと）

①	H21実績：身体障害者14人 知的障害児3人 H22.12月末実績：身体障害者20人 知的障害者5人
②	H21実績：身体障害者16人 H22.12月末実績：身体障害者12人
③	H21実績：身体障害者25人 H22.12月末実績：23人

(2) 年間延利用時間（障がい種別ごと）

①	H21実績：身体障害者1,402h 知的障害児10h H22.12月末実績：身体障害者794.5h 知的障害者41.5h
②	H21実績：身体障害者407h H22.12月末実績：身体障害者251h
③	H21実績：身体障害者3,733h H22.12月末実績：身体障害者3,703h

4 事業費（22年度予算及び内訳）

①	扶助費：4,869千円
②	委託料：3,659千円
③	報償費：3,461千円 役務費：70千円 委託料：242千円 使用料及び賃借料6千円 合計3,779千円

5 事例紹介（室蘭市全体の主にガイドヘルパー派遣に関する現状及びボランティア団体との連携、その内容の事例、課題）

1 重度視覚障害者移動支援事業（盲人ガイドヘルパー派遣事業）

重度の視覚障害者の移動支援については、室蘭市盲人ガイドヘルパー派遣事業（地域生活支援事業）で実施している。現在、派遣対象世帯 28 世帯に対し、盲人ガイドヘルパー17 人で移動支援を行っている。この制度では、派遣対象地域や、派遣対象時間に制限があり、市外や時間外に支援が必要な場合、利用することが出来ないが、視覚障害者の移動を支援するボランティア団体（市のガイドヘルパーとあわせて登録している人もいる。）がこれを補完する形で支援を行っている。

【市の事業内容】

派遣対象地域～原則市内、派遣対象時間～9：00～16：00

対象要件～公的機関への各種届出、相談。医療機関への受診、相談、公的行事及び障害者団体会議の参加等

2 事例

(1) Aさんの場合

眼科への定期通院は市内の医療機関を受診しており、市のガイドヘルパー制度を利用しているが、検査や治療のため札幌の病院を受診する際には、ボランティア団体のヘルパーを利用している。

(2) Bさんの場合

余暇活動としてスポーツに取り組んでいるが、市内での活動には市の制度を利用し、市外での大会参加には、ボランティアのヘルパーを利用している。

利用者の中には、室蘭視力障害者福祉協会の会員となっている人が多く、同協会とガイドヘルパーの交流により連携が図られており、利用者は、市の制度利用時には、委託先である室蘭身体障害者福祉協会に利用申込し、市の制度で対応できない場合にはボランティア団体事務局に利用申込をしている。

市とボランティア団体は、それぞれの立場で視覚障害者の外出支援を行っており、利用者は、外出の目的や、時間、場所など必要に応じて、利用を使い分けており、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出がしやすい状況となっている。

3 課題等

H22.12「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が成立。

重度の視覚障害者の移動支援が個別給付化となることから、視覚障害者のガイドヘルパー制度をどのようにしていくのかが、今後の課題である。

6 参考資料

室蘭市盲人ガイドヘルパー派遣事業運営要綱

室蘭市盲人ガイドヘルパー派遣事業運営要綱

(目的)

第1条 本事業は、重度の視覚障害者が社会生活上外出することが必要な時に
おいて、付き添いをするものがないため支障がある場合に、盲人ガイ
ドヘルパー（以下「ガイドヘルパー」という。）を派遣して介助を行うこ
とにより、視力障害者の福祉の推進、及び社会参加の促進を図ることを
目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は室蘭市とする。ただし、この事業の一部を社会福
祉法人等に委託することができる。

(派遣対象世帯)

第3条 本事業の派遣対象は、市内に住所を有し、次のいずれかに該当する状
況にある世帯とする。

- (1) 身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める身体障害者等級
表のうち、視覚障害の程度が1級又は2級の単身者世帯
- (2) (1)に掲げる程度の障害を有する夫婦で構成する世帯
- (3) その他各号に準ずる世帯で介助をする者を日中に得られない世
帯

(派遣対象地域)

第4条 本事業による派遣対象地域は室蘭市内を原則とする。
ただし、市外で行われる室蘭市主催の行事等に、派遣対象世帯として登
録されている視覚障害者が参加する場合は、派遣できるものとする。

(派遣対象時間)

第5条 本事業による派遣対象時間は9時から16時までを原則とする。
ただし、急病や災害等の緊急を要する場合や冠婚葬祭の場合は、時間外
であっても派遣できるものとする。

(派遣対象要件)

第6条 本事業によるガイドヘルパー派遣の対象とする事項は次に掲げる場合

とする。

- (1) 市役所等公的機関への各種届出、相談等
- (2) 生命及び健康を維持するための医療機関への受診又は相談
- (3) 公的行事及び身体障害者団体会議への参加
- (4) 必要不可欠な季節的買物
- (5) 冠婚葬祭等への出席
- (6) その他、障害者の社会参加を促進するうえで、市長が必要と認
めた場合。

(派遣の登録申請)

第7条 ガイドヘルパーの派遣を受けようとする者は（第1号様式）の申請書
により市長に申請しなければならない。

(派遣の登録決定等)

第8条 市長は前条の規定による申請があったときは、対象者及びその者の属
する家族の状況その他必要な事項について調査し、派遣が必要と認めら
れるときは派遣の登録決定を行い、室蘭市盲人ガイドヘルパー派遣対象
者名簿（第3号様式）に登録するものとする。

2. 市長は前項の規定によりガイドヘルパーの派遣登録決定をしたとき又
は、派遣しないことと決定したときは（第2号様式）の通知書により申
請者に通知するものとする。

(派遣の廃止等)

第9条 市長は派遣の登録決定をした者（以下「派遣対象者」という。）が次の
各号の一に該当するときは、ガイドヘルパーの派遣を停止し、又は廃止
するものとする。

- (1) 死亡したとき
- (2) 市の区域外に転出した時
- (3) その他、ガイドヘルパーの派遣を継続することが適当でない
と認めるとき

2. 市長は派遣を停止又は廃止したときは（第4号様式）により派遣対象
者に通知するものとする。また第8条の名簿から抹消するものとする。

(派遣の依頼)

第10条 派遣対象者、又はその代理人は派遣を受けようとする日の5日前ま
でに、（第5号様式）の申請書により市長に対して申し込むものとする。

ヘルパーとして不適当と認める事由が生じたとき、ガイドヘルパーから辞退の申し出があったときは第11条による登録を取り消すことができる。

(ガイドヘルパーの活動費用)
第16条 ガイドヘルパーには次の各号に掲げる費用を活動費用として支給する。

この場合、第13条に規定するガイドヘルパー活動報告書に記載する活動時間を1ヶ月ごとに計算し、1ヶ月分をまとめて月末に支給するものとする。

- (1) 報償費は1時間あたり780円とし、活動に要した時間を対象とする。
ただし、1ヶ月あたりの派遣時間数に1時間未満の端数がある場合、30分以上1時間未満は1時間として計算し、30分未満は1時間当たりの報償費の2分の1の額とする。
- (2) 交通費は実費を支給する。
- (3) その他、市長が特に認めた費用。

(事故責任)

第17条 所定の業務を遂行中の傷害、及び不可抗力のため、第三者の身体、生命又は財産に損害を与えたときは、市長が賠償の責を負うものとする。

(補足)

第18条 この要綱に定めるものの他、盲人ガイドヘルパー派遣事業に関し必要な事項は市長が定める。

附則

この要綱は、昭和57年10月1日から施行する。
この要綱は、平成6年4月1日から施行する。
この要綱は、平成8年4月1日から施行する。
この要綱は、平成9年4月1日から施行する。
この要綱は、平成10年7月1日から施行する。
この要綱は、平成11年4月1日から施行する。
この要綱は、平成11年7月1日から施行する。
この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

ただし、やむをえない、特別な事情があると市長が認めた場合はこの限りでない。

2. 市長は申し込みを受けた者に対し、ガイドヘルパーの派遣を必要と認めるときはガイドヘルパーの中から適任者を選定し、派遣するものとする。

(ガイドヘルパーの選定及び登録)

第11条 室蘭市のガイドヘルパーを希望する者は、室蘭市盲人ガイドヘルパー登録候補者履歴書(第6号様式)を、あらかじめ市長に提出するものとする。

2. 市長は前項の履歴書の提出があった場合は、次の各号に掲げる要件に適合するか審査し、選定し、その結果を室蘭市盲人ガイドヘルパー登録候補者決定通知書(第7号様式)により提出者に通知するものとし、室蘭市盲人ガイドヘルパー登録名簿(第8号様式)に登録するものとする。

- (1) 心身ともに健全であること
 - (2) 身体障害者福祉に関し理解と熱意を有すること
3. 市長はガイドヘルパーとして登録している者に対し、必要に応じ研修を行い、もしくは講習会に参加させるものとする。

(身分証明書)

第12条 ガイドヘルパーは業務遂行中、常に市の発行する身分証明書(第9号様式)を携帯しなければならない。

(活動報告)

第13条 ガイドヘルパーは活動の内容をその都度、室蘭市ガイドヘルパー活動報告書(第10号様式)に記載し、派遣対象者の確認(押印)を得て、1ヶ月分をまとめて翌月の10日までに、市長に報告するものとする。

(秘密の保持)

第14条 ガイドヘルパーは派遣対象者の人権を尊重し、業務上知り得た秘密を守らなければならない。

(ガイドヘルパーの登録の取り消し)

第15条 市長は、ガイドヘルパーが前条の規定に違反したとき、又はガイド

市町村地域生活支援事業（移動支援事業）

市町村名 釧路町

1 事業実施

(1) 実施形態（直営・委託・補助：委託や補助の場合は委託先若しくはヘルプ・ステーション等の種別）

委託 3か所（居宅介護支援事業所 3）

(2) 事業者数及び種類（個別支援型・グループ支援型・車両輸送型）

個別支援型 3か所（居宅介護支援事業所 3）

2 事業内容

(1) 対象者（障がい種別や対象外も記載）

屋外での移動が困難な障害者等であって、町長が外出時に移動の支援が必要と町長が認めた者

- 身体障害者 障害程度区分1以上であって
 - ・屋外での移動に著しい制限のある視覚障害をもつ者
 - ・肢体不自由の程度が1級で両上肢及び両下肢の機能障害をもつ者
 - ・上記に準ずる障害をもつと町長が認める者
- 知的障害者 障害程度区分1以上であって
 - ・屋外での移動に著しい制限があると町長が認める者
- 障害児
 - ・障害程度区分を問わないが、上記に相当する障害があると認められる児童
 - ・学齢児未満の場合は障害児通園施設への通園の場合のみ対象とする

(2) 事業内容（個別支援型など種類ごとの内容 [利用時間帯、通所・通学支援があれば別に記載]）

原則として午前8時から午後9時までの社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための以下の外出の際の移動を支援する。

- 社会生活上必要不可欠な外出
 - 官公庁や金融機関への外出、公的行事への参加、本人が同伴する生活必需品の買い物、冠婚葬祭等
- 余暇活動・社会参加の外出
 - 外食、レジャー、レクレーション、映画鑑賞、観劇等
- 通所・通学
 - 保護者等が疾病等で、通所・通学にはほかに手段がない場合であって単独で通所・通学が困難であると町長が認めた場合

※通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でないと町長が判断する外出については対象としない。

(3) 利用単価（事業の種類ごとに記載）

30分まで、1回680円
以降、30分を超えた加算額 30分単位 480円

(4) 利用者負担（利用料の設定方法や支払方法）

○利用料

利用時間		自己負担額		
		一般世帯	低所得世帯※	生活保護世帯
30分まで	1回	300円	150円	0円
30分を超えた加算額	30分単位	100円	50円	0円

※ 低所得世帯とは、前年度の町民税非課税世帯で、世帯の実収入見込月額が、その世帯につき算定した生活保護法（昭25年法律第144号）に規定する生活費の額の100分の90に満たない世帯

○支払方法

利用事業所へ直接支払

(5) 障害福祉サービスとの上限管理

なし

(6) 派遣調整など（利用（派遣）申請から利用（派遣）及び費用等の支払いなど）

サービス支給決定後は、委託事業所と利用者の契約となるため、直接、事業所への利用申込を行い、サービス利用となる。

3 事業実績

(1) 実利用者数（障がい種別ごと）

○身体障害者 6名
○知的障害者 4名
○精神障害者 0名
○障害児 3名

(2) 年間延利用時間（障がい種別ごと）

○身体障害者 302.0時間
○知的障害者 99.0時間
○精神障害者 0時間
○障害児 286.0時間

4 事業費（22年度予算及び内訳）

H22年度事業費見込 639,870円

5 事例紹介（通所・通学支援を事業内容とした背景（経緯）、その内容の事例、課題、特記すべき内容）

1 通所・通学支援を事業内容とした背景

支援費制度時、外出介護（移動介護）の特例として認められていた「保護者の出産、病気等で一時的に行われる通所施設や小規模作業所、保育所及び学校等への送迎」について、当町で対象者がおり、障害者自立支援法施行後も、同様のサービスを利用したい旨の要望が保護者から寄せられた。

自立支援法では、行動援護、重度訪問介護などによる対応出来ない外出支援を地域生活支援事業（移動支援事業）で行うこととなったが、上記のような対象者がいること、また、今後同様のケースが出た場合に、通所・通学機会を保障する必要があると判断し、移動支援事業の事業内容に導入することとした。

2 事例について

<対象児童について>

小学生、身障手帳1種1級（肢体不自由）、ADLほぼ全介助

<同居家族について>

父 重度身体障害者（聴覚障害）、月～土 7：30～18：00 就労

母 重度身体障害者（腎臓機能障害）、週3回透析加療中

<移動支援を決定した理由>

管内養護学校入学時から、保護者の疾病等の理由から、通学の送迎について外出介護（移動介護）の利用申請があり、母親の透析日の利用を認めていた。

障害者自立支援法後も、保護者より、同等のサービスを受けることができないかとの相談があり、児童の状態から、単独での通学は困難であると認められたため、移動支援の利用を決定。

6 参考資料

釧路町移動支援事業実施要綱

(目的)

第1条 釧路町障害者地域生活支援事業条例、釧路町障害者地域生活支援事業条例施行規則の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、町とする。

2 この事業を適切な事業運営ができると町長が認める、障害者自立支援法における個別給付のサービス提供を行う指定事業者に委託することができる。

(事業の対象とする外出)

第3条 この事業は、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための以下の外出の際の移動を支援する。

(1) 社会生活上必要不可欠な外出

官公庁や金融機関への外出、公的行事への参加、本人が同伴する生活必需品の買い物、冠婚葬祭等

(2) 余暇活動・社会参加の外出

外食、レジャー、レクリエーション、映画鑑賞、観劇等

(3) 通所・通学

保護者等が疾病等で、通所・通学にはほかに手段がない場合であって単独で通所・通学が困難であると町長が認めた場合

2 通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でないと町長が判断する外出については対象としない。

3 この事業の対象とする外出は、原則として午前8時から午後9時までとする。

(事業の対象となる時間)

第4条 この事業の対象となる時間は次のとおりとする。

(1) 利用者と移動支援事業に従事する者が、外出に際し出発から目的地に到達するまでの時間

(2) 外出の目的先での利用者への介助時間

(対象者)

第5条 この事業の対象者は、別表1に定める屋外での移動に著しい制限のある障害者(児)を対象とする。

(サービスを提供する者)

第6条 当事業を委託することができる事業者は、障害者自立支援法における障害福祉サービスの提供を行う指定事業者とする。

(委託単価)

第7条 委託単価は、別表2に定める単価とする。

(提供実績の管理)

第8条 事業者は、釧路町移動支援事業提供実績記録票(別記様式第1号)によりサービス内容、目的地等を記載し利用者から確認の押印を受けるものとする。

(地域生活支援給付の請求)

第9条 事業者は、条例第11条第2項の地域生活支援給付の請求について、釧路町移動支援事業請求書(別記様式第2号)に釧路町移動支援事業明細書(別記様式第3号)及び釧路町移動支援事業提供実績記録票(別記様式第1号)の写しを添えて行うものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この通達は、公布の日から施行する。

別表 1

対象者	
身体障害	障害程度区分 1 以上であって ・屋外での移動に著しい制限のある視覚障害をもつ者 ・肢体不自由の程度が 1 級で両上肢及び両下肢の機能障害をもつ者 ・上記に準ずる障害をもつと町長が認める者
知的・精神	障害程度区分 1 以上であって ・屋外での移動に著しい制限があると町長が認める者
障害児	・障害程度区分を問わないが、上記に相当する障害があると認められる児童 ・学齢児未満の場合は障害児通園施設への通園の場合のみ対象とする

別表 2

委託単価		
30分まで	1 回	680円
30分を超えた加算額	30分単位	480円

別記様式第 1 号

別記様式第 2 号

別記様式第 3 号 ※ 省略

市町村地域生活支援事業（移動支援事業）

市町村名 富良野市

1 事業実施

- (1) 実施形態（直営・委託・補助：委託や補助の場合は委託先若しくはヘルプ・ステーション等の種別）

委託 株式会社ジャパンケアサービス東日本
特定非営利活動法人 とむての森

- (2) 事業者数及び種類（個別支援型・グループ支援型・車両輸送型）

個別支援型・グループ支援型 2カ所（1）の事業所

2 事業内容

- (1) 対象者（障がい種別や対象外も記載）

障がい者等（身体・知的・精神）であって、外出時に移動の支援が必要と認めた市民。
原則1日の範囲内で用務を終えるものに限り、次の内容のものは対象外

- ・通勤、営業活動等の経済活動にかかる外出
- ・通年または長期間にわたる外出
- ・その他社会通念上適当でない外出

- (2) 事業内容（個別支援型など種類ごとの内容 [利用時間帯、通所・通学支援があれば別に記載]）

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する。

- (1) 個別支援型…個別的支援が必要な者に対するマンツーマンによる支援
- (2) グループ支援型…複数の障がい者等への同時支援。屋外でのグループワーク、同一目的地・同一イベントへの複数人同時参加の際の支援

- (3) 利用単価（事業の種類ごとに記載）

0.5時間まで（800円）、1.0時間（1,500円）、1.5時間（2,250円）、2.0時間（2,950円）、2.5時間（3,650円）、3.0時間（4,350円）30分毎に700円

- (4) 利用者負担（利用料の設定方法や支払方法）

利用者負担は事業費の1割。月の上限額は市民税が課税されている世帯で37,200円
これ以外の世帯は0。（利用時間数は月30時間。重度の障がい者等にかかる利用時間数は60時間）

- (5) 障害福祉サービスとの上限管理

なし

- (6) 派遣調整など（利用（派遣）申請から利用（派遣）及び費用等の支払いなど）

利用を希望する対象者が利用申請を行う。申請内容を審査し、利用の可否を決定し、利用決定通知書を申請者に通知する。利用者が決定通知書を指定事業者に提示し、指定事業者
に直接依頼する。利用者の自己負担（1割）は直接、指定業者に支払い。市が残りの費用
分を指定業者に支払う。

3 事業実績

(1)実利用者数（障がい種別ごと）

2名（身体障がい者）

(2)年間延利用時間（障がい種別ごと）

2名（身体障がい者） 72回 185時間

4 事業費（22年度予算及び内訳）

600,000円（3人分）

5 事例紹介（事業者の事務負担の軽減となる事例）

最初に委託事業者（指定事業所）と契約内容の協議を行います。次に事業者が富良野市生活支援事業実施要綱の内容にあったサービスが提供できるかなどを確認します。その中で、具体的な事例にあてはめていきながら、この事業に該当する、しないなどを協議します。

その後、事務（請求⇒支払）の流れ・様式の確認を行います。

新規に契約する事業者から、どのような様式（実績点検・請求書など）を使ったら良いのかということをお聞きします。

市では、報告様式（移動支援サービス提供実績記録票〔別添参照〕）を定めていますが、事業者からは、他市町村と同じ様式を使いたいとの希望があります。

当市では、「サービスの日、時間、内容など当市が必要としていることが記載されていれば、他市町村の様式でも良いです」とお答えします。

・富良野市の必要とする内容

- ① 支給決定氏名、②事業所名、③個別・グループ、④身体介護あり・なし、
- ⑤日付、⑥サービス開始終了時間、⑦利用者負担額、⑧市請求分、
- ⑨サービス提供印、⑩利用者確認印

当市としては、事業者が他市町村と同じ様式を使用することで、事務の効率化を図り、記入ミスを減らしていきたくはないかと考え、さらに、請求行為も早く行うことができ、最終的には事業者や委託する側（当市）のメリットが生まれてくることから、少しでも事業者の事務負担を軽減する手法をとっています。

6 参考資料

移動支援サービス提供実績記録票

